五、寄附金募集

従来会社の職工に対し毎年賞与を与へたるも其額僅少にして殆んど無に帰し其の原因は職工の賞与に対する期待大なるに反し会社の収益少なく且つ其の分配は会社の如き処定外収益の多寡に関係なく毎年一定の額を支給せざるべからざるを以て会社の収益の如何に関係なく職工の賞与は一定の額に達するを以て会社は職工の賞与に対する期待を満足せしめんとするの目的を以て寄附金募集の方法を講じたるものなり

六、寄附金の使途

使途は別紙の通り

七、労働者の福利増進

労働者の福利増進に関する事業は会社の事業に関する平常の事業費の中より支出するものとし別に特別の予算を設けざるものとす

八、寄附金の管理

寄附金は会社の会計に編入し別に特別の予算を設けざるものとす